（削る）

二　組換え体等に関する資料

1　ＧＩＬＳＰ組換え体（宿主、ベクター、挿入ＤＮＡ及び組換え体が組換えＤＮＡ技術応用飼料及び飼料添加物の製造基準（平成十四年十一月二十六日農林水産省告示第千七百八十二号）別記第三の宿主、ベクター、挿入ＤＮＡ及び組換え体の性質の基準を満たしている場合における当該組換え体をいう。以下同じ。）又はカテゴリー１組換え体（ＧＩＬＳＰ組換え体以外の組換え体であって非病原性のものをいう。）を安全に取り扱うことができる作業の水準において製造に用い得る非病原性の組換え体であることに関する資料

2　組換え体の利用目的及び利用方法に関する資料

3　宿主に関する資料

(1)　学名、株名等の分類学上の位置付けに関する資料

(2)　病原性及び有害生理活性物質の生産に関する資料

(3)　寄生性及び定着性に関する資料

(4)　ウイルス等の病原性の外来因子に汚染されていないことに関する資料

(5)　自然環境を反映する実験条件の下での生存及び増殖能力に関する資料

(6)　有性又は無性生殖周期及び交雑性に関する資料

(7)　飼料に利用された歴史に関する資料

(8)　生存及び増殖能力を制限する条件に関する資料

(9)　類縁株の病原性及び有害生理活性物質の生産に関する資料

4　ベクターに関する資料

(1)　名称及び由来に関する資料

(2)　性質に関する資料

イ　ＤＮＡの分子量を示す資料

ロ　制限酵素による切断地図に関する資料

ハ　既知の有害塩基配列を含まないことに関する資料

(3)　薬剤耐性に関する資料

(4)　伝達性に関する資料

(5)　宿主依存性に関する資料

(6)　発現ベクターの作成方法に関する資料

(7)　発現ベクターの宿主への挿入方法及び位置に関する資料

5　挿入遺伝子及びその遺伝子産物に関する資料

(1)　供与体の名称、由来及び分類に関する資料

(2)　遺伝子の挿入方法に関する資料

イ　ベクターへの挿入遺伝子の組込方法に関する資料

ロ　挿入遺伝子の宿主への導入方法に関する資料

(3)　構造に関する資料

イ　プロモーターに関する資料

ロ　ターミネーターに関する資料

ハ　既知の有害塩基配列を含まないことに関する資料